

(仮称) 敦賀市粟野地区認定こども園新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル
参加資格等に関する質問回答書

No.	文署名	頁数	質問内容	回答
1	実施要領	2	3 参加資格(7)にて、「新築に係る設計業務」とありますが、これには、「改築」は含まれますか。また、「増築」は含まれますか。	実施要領3(7)の「新築」には、建築物の全部又は一部を除却し、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること（建築基準法上の改築に該当）、既存建物のある敷地に新たに建築すること（建築基準法上の増築に該当）を含むものとします。
2	実施要領	2	4 業務実施上の条件(2)にて、建築(構造)、電気設備、機械設備の各主任技術者は、参加申請をする会社との雇用関係が求められていないことから、複数の参加申請をする会社の配置予定技術者となることは可能でしょうか。	お見込みのとおり可能です。